

景観法による景観協定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）による景観協定の認可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観協定に係る一団の土地の規模)

第2条 法第81条第1項の規定による一団の土地とは、0.2ヘクタール以上の区域で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 10棟以上の建築物が連続している区域
- (2) 道路に100メートル以上接する区域

(景観協定書の認可の手続)

第3条 法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請は、同条第1項の規定により景観協定を締結した者の代表者が、景観協定認可申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書（法第81条第3項の規定による景観協定区域隣接地にあっては、第5号の書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定区域及び景観協定隣接地の区域の位置図
- (3) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (4) 景観協定区域内に係る不動産登記法（平成16年法律第123号。）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図等」という。）の写し
- (5) 協定を締結した者の全員の合意であることを証する書類

(景観協定の変更の申請)

第4条 前条は法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可について準用する。

(景観協定の認可等の公告日以後景観協定に加わる手続)

第5条 法第87条第1項又は第2項の規定による景観協定に加わる意志を表示する書面は、景観協定加入届出書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類（法第87条第1項の規定により景観協定に加わる場合にあっては、第4号の書類を除く。）を添えなければならない。

- (1) 当該土地の一部
- (2) 当該土地の登記事項証明書
- (3) 当該土地の公図等の写し
- (4) 法第87条第2項に規定する土地所有者の合意を証する書類

(景観協定の廃止の申請)

第6条 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第3号）に、次に掲げる図書を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 景観協定区域内に係る公図等の写し
- (3) 土地所有者等の過半数の合意を証する書類

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）、（第4条関係）、様式第3号（第6条関係）

景観協定（変更、廃止）認可申請書

年 月 日

高山村長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第81条第4項（第84条第1項、第88条第1項）の規定による景観協定の認可（変更の認可、廃止の認可）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 景観協定の名称
（認可年月日及び番号） （ 年 月 日 第 号）
- 2 景観協定の目的
（変更の理由、廃止の理由）
- 3 景観協定区域の所在及び地番
- 4 良好な景観の形成のための事項
- 5 有効期間
- 6 違反があつた場合の措置
- 7 景観協定区域の面積 m^2 （景観協定区域隣接地 m^2 ）
- 8 土地の所有者等
（1）土地の所有者 （ 人）
（2）土地の借地権者 （ 人）
（合 計 人）

注

- 1 変更の場合は、変更する事項についてのみを記入してください。
- 2 廃止の場合は、1から3までを記入してください。

様式第2号（第5条関係）

景観協定加入届出書

年 月 日

高山村長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

第1項

景観法第87条 の規定により景観協定に加わりたいので、下記のとおり届け

第2項

出ます。

記

- 1 景観協定の名称
（認可年月日及び番号） （ 年 月 日 第 号）
- 2 景観協定区域の所在及び地番
- 3 景観協定区域の面積 m^2 （景観協定区域隣接地 m^2 ）
- 4 土地の所有者等
 - (1) 土地の所有者 (人)
 - (2) 土地の借地権者 (人)(合 計 人)

注 2から4までは、加入する区域について記入してください。